

日 銀 業 第 2 8 1 号  
2 0 2 3 年 8 月 2 日

オンライン取引先 御中

日 本 銀 行

「日本銀行金融ネットワークシステム利用細則（当座勘定取引）」の  
一部改正に関する件

今般、規程の整備を図る観点から標記規程の一部を別紙のとおり改正し、2023年8月7日から実施することとしましたので、通知します（事務を変更するものではありません。）。

以 上

「日本銀行金融ネットワークシステム利用細則（当座勘定取引）」中一部改正

○ 第4編第5号書式中、「振込にかかる報酬および費用請求書（ 年 月分）」を、「振込にかかる報酬および費用請求書（ 年 月振込分）」に改める。

○ 第4編第5号書式中、（注1）および（注3）を横線のとおり改める。

（注1） 振込（外国中央銀行等のために行う振込をいいます。以下同じです。）を行った日が属する月を記載してください。なお、本請求書は、日本銀行から振込（外国中央銀行等のために行う振込をいいます。以下同じです。）の委託を受けた振込を行った日が属する月の翌月15日までに日本銀行業務局営業業務課海外業務グループに提出して下さい。

（注3） 日本銀行から振込の委託を受けた日を記入して下さい。なお、報酬または費用の請求の対象となる振込が複数ある場合には、振込の委託を受けた日の順に記入して下さい。